

平成 31 年度(2019 年度) 旭区社会福祉協議会 事業計画

～共に支えられ生きていく、地域共生社会の実現に向けて～



■ 基本方針

旭区社会福祉協議会（以下、区社協）は、地域で起こっている様々な生活課題や区社協に寄せられる様々な相談を、「我が事」として「丸ごと」受け止め、制度、サービスの枠を超えて支え合える地域を目指し、各事業に取り組んできました。特に、平成 30 年度は「地域共生社会」の理念の共有を図ることを中心に取組を進めてきました。

平成 31 年度は、地域の中で潜在化している生活課題に気づき、共に支え合える見守りの仕組みづくりを、地域の皆さまと一緒に進めていきます。そのためにすべての業務において、「地域共生社会の実現」を念頭に置き、各事業を連動して取り組みます。

さらに、第 3 期旭区地域福祉保健計画の 4 年目にあたることから、これまでの活動を振り返り、第 4 期計画策定に向けた検討を進めます。そうした中で、地域共生社会の実現に向けた取組を計画の中にも位置づけていきます。

また、ネットワーク組織である社協の強みを活かすため、会員種別に拘らず、共通の課題を解決できるよう働きかけていきます。そして、多額の募金や補助金を扱う団体としての信頼を維持できるよう事故、事務ミスの防止に努めていきます。

旭区生誕 50 周年を迎え、区社協もこれまでの歴史を振り返り、これからの世代につながる取組を進めていきます。

平成 31 年度の重点取組

1 地域活動の推進・支援事業

(1) 「見守り」の仕組みづくりの推進

地域活動のつながりの中で地域生活課題を把握し、住民の力と公的な支援体制が協働して課題解決につなげられるよう、「見守り」の仕組みを他地域の先行事例を参考にして取り組みます。

(2) 区社協の持つ総合相談機能と地域支援の連携

区社協の事業で受け付ける様々な相談を地区支援担当と共有し、地域の課題として解決に向けて取組を進めます。地域支援においては、情報共有を密に行うために、所内での連携会議の定期実施を進めます。

(3) 多様な会員（福祉施設やボランティア団体等）との連携・協働の推進

地域の課題解決に向けて、区社協会員である福祉施設や各団体等と連携を進め、地域活動を協働し推進します。

2 福祉教育(啓発)の推進

地域共生社会の推進を支える、多様性を認める社会を意識した広報、啓発、講座の実施を進めます。

地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

1 地域の実状に応じた取組

(1) 地区社協が「困りごとに寄り添い、ネットワークを活かして解決していく」役割を担えるよう、地区社協活動を支援します。

(賛助会費収入)(共同募金一般・年末)(市社協補助金)6,807千円【6,538千円】

- ① 19 地区社協の活動への助成、職員の地区担当制を活用し、地区社協活動等の状況把握や支援を進めます。
- ② 地区社協活動の情報交換や連絡調整のため、地区社協分科会を開催するとともに、地域の福祉力推進に向けた研修会を実施します。
- ③ 地区社協主催の福祉啓発および人材発掘育成を目的とした講座開催を支援します。
- ④ 地区社協に求められている役割について、具体的に学び、これからの活動の一助となるよう地区社協視察研修を実施します。

(2) 高齢者等の生活支援、社会参加による介護予防、それらを進めるための見守り活動を推進するために、生活支援体制整備事業に取り組みます。

(市社協受託金)(賛助会費収入)230千円【200千円】

- ① 食事サービス、サロン、ちょこっとボランティアの各連絡会を開催し、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域活動の維持、発展に努めます。
- ② 区域の生活課題(移動支援、買い物支援等)の調査、研究に取り組み、区内の生活課題の解決に向けた取組に繋がります。
- ③ 高齢者等が地域で暮らし続けるために、何が必要かを地域全体で考えていくための研修会を実施します。
- ④ 本事業の推進にあたり根幹となる2層の生活支援コーディネーターの支援を進めるため、各コーディネーターの取組状況に合わせた情報提供や研修を実施します。

(3) より豊かな市民社会の実現のため、区内の地域福祉関係団体(ボランティア・当事者団体等)や地区での福祉に関する取組に対し、助成金を通じて支援します。

①「あさひふれあい助成金」として、区内の地域福祉関係団体の事業に対し助成します。

(共同募金一般・年末)(善意銀行)(市補助金)11,233千円【12,368千円】

② 区社協会員、地域での見守り・支えあい活動をしている団体等を対象に、区社協独自助成金の交付など、活動を支援します。

(善意銀行)(共同募金年末)3,251千円【4,108千円】

2 地域・関係機関・行政のネットワーク強化

(1) 社会的に孤立している状況にある人が増える中、異変があった際の早期発見や課題を抱える人を必要な支援につなげる等、関係機関と連携し取組を進めます。

(2) 地域の身近な福祉拠点である地域ケアプラザと連携を図り、各地区活動への支援を進めます。

① 地域活動交流コーディネーター連絡会の事務局として、人材育成と業務のスキルアップを図るため、研修会や勉強会をコーディネーターとともに企画し実施します。

(市社協補助金)82千円【82千円】

- ② 地域ケアプラザ所長会、地域包括支援センター連絡会、地域ケア会議、巡回相談等へ参加し、具体的な連携を進めます。

3 福祉保健の啓発の推進

- (1) 旭区地域福祉保健計画に基づく事業の推進に取り組みます。
(区負担金)(共同募金一般)1,502千円【1,502千円】
 - ① 第4期地域福祉保健計画の策定に向けた検討を進めます。
 - ② 各地域の地区別計画推進組織への支援を通じ、連合自治会及び地区民児協との連携を深め、地区別計画の推進を図ります。
 - ③ 地域福祉保健計画を推進するにあたり、広く地域住民に理解啓発を行うために、旭区社会福祉大会(きらっとあさひ福祉大会)、テーマ別の研修会を実施します。
- (2) 福祉施設との連携、協働を推進し、地域の課題解決に向けて取り組みます。
 - ① 社会福祉法人が地域貢献を進めていくために法人同士の情報交換や、地域との意見交換会を行うとともに、先進地区の活動事例の紹介等を通じて、活動を支援します。
 - ② 障害者等の社会参加の場の提供として、協力してくれる福祉施設の紹介をボランティアセンターを通じて区内施設と共に進めます。
- (3) あさひいき宣言(旭区社協だより)を発行し、全戸配布します。「地域共生社会」をメインテーマとし、各地域の取組みや情報を掲載することで、身近で親しみやすい福祉啓発を目指します。**(共同募金一般)(市受託金収入)2,422千円【2,316千円】**
- (4) 最新情報をタイムリーに発信するためのツールとして、ホームページを全ての人が利用しやすいサイトを目指します。
- (5) 区民まつりにて、地域共生社会の啓発に関する取組を実施します。
- (6) 区内小学生、特別支援学校から心のバリアフリーをテーマとした絵を募集してカレンダーを作成、発行し、心のバリアフリーの啓発活動を推進します。
(共同募金一般)462千円【452千円】
- (7) 障害児・者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、相談事業や講座等の開催を通じて、その実現を目指します。
 - ① 地域での理解者を増やすため、身近な地域での障害理解講座を関係機関と連携し開催します。
 - ② 継続した活動につながるよう、すでに活動しているボランティアを対象にした交流会を実施します。
- (8) 平成28年度から5年間の指定管理を受け、旭区福祉保健活動拠点「ぱれっと旭」の適正な管理運営を行います。地域の方々がいきいきと活動でき、団体同士のつながりを持てる拠点として、更なる満足度の向上を目指します。
(市受託金収入)(負担金収入)15,756千円【15,559千円】
 - ① 貸室業務を通して、利用団体の活動内容、活動上の課題などを把握し支援します。
 - ② 利用団体同士の連携や交流を促進します。
 - ③ 窓口満足度調査や利用団体懇談会を通じ、拠点利用者へのサービス向上に努めます。
 - ④ 福祉保健活動拠点のPRを行い、利用促進を図ります。
 - ⑤ 指定管理期間が4年目になる為、次期指定管理に向けて準備を行います。

<推進の柱2：安心して自分らしい生活ができる地域づくり>

支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

1 見守り体制の充実、孤立予防

- (1) 地域での新しい見守りの仕組みづくりに向けて、地域の各団体や関係機関と連携し検討を進めます。
- (2) 「移動情報センターあさひ」の運営を通じ、障害のある方が抱える移動に関する課題の解決に向け、関係機関と連携し取り組みます。
また、当事者や家族が地域とのつながりを持てるよう、講座・研修等を通してガイドボランティア等の担い手の発掘や育成を進めます。
移動情報センター運営：(市社協受託金) 7,841 千円【7,553 千円】
ガイドボランティア事業：(市補助金) 3,106 千円【3,331 千円】
- (3) 見守りが必要な子どものための活動支援を推進します。
(共同募金一般) 54 千円【54 千円】
- ① 活動を始めたいと思っている団体、個人が実際の活動につながるよう関係機関とのつなぎ役や地域との関わりを深める働きかけを行います。
 - ② 子どもが置かれている昨今の状況について学び、地域でどのようなことができるのか等の情報交換を行うことで、活動者や支援者を増やし、実践につなげていく研修会・交流会を実施します。
- (4) 地域で生活する高齢者等の生活上の困りごとを解決するちょこっとボランティアグループに対し、研修等を企画し、活動のフォローアップを図ります。
- (5) 障害者後見的支援室「絆」との連携を進めます。

2 権利擁護事業の推進

- あんしんセンターの運営等を通じ、権利擁護事業の推進及び成年後見制度の利用促進を進めます。
(市社協受託金)(利用料収入) 814 千円【1,067 千円】
- (1) 自身での金銭や財産関係書類等の管理が不安な高齢者や障害のある方のため、日常生活や金銭管理等の相談に応じ、契約に基づき、次のサービスの提供を実施します。
- ① 福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
 - ② 預金通帳など財産関係書類等預かりサービス
- (2) 区役所および地域包括支援センター等と連携し、権利擁護事業や成年後見制度に関する啓発を進めます。
- (3) サポートネットの開催等を通じ、成年後見制度の普及および市民後見人の活動支援に取り組みます。
- (4) 成年後見制度の利用希望者に対して、制度利用につながるように申立て等の支援します。

3 災害時における要援護者の支援体制の充実

大規模災害発生時は、区災害対策本部からの要請に基づき、災害ボランティアセンターを設置し運営します。災害時に連携を図りやすくするため、日頃から、災害ボランティア連絡会と連携を図ります。

4 生活に困難を抱える方々への支援

- (1) 福祉有償運送(№ 関神福第 147 号)として、外出支援サービス事業および区社協送迎サービス事業の運営を通じて、ひとりでの外出が難しい高齢者や障害のある方を対象に、車椅子対応の福祉車両による送迎を地域の運転ボランティアとの協働で実施します。

また、外出支援サービス事業における本会の役割や、区社協送迎サービス事業の今後について、介護保険サービスを始めとした他の送迎サービス事業の状況を踏まえ見直しについて検討を進めます。

委託事業：(市社協委託料)(利用料収入)4,033 千円【3,849 千円】

区社協独自事業：(利用料収入) 365 千円【574 千円】

- (2) 生活福祉資金貸付事業を通じて、低所得者・高齢者・障害者等世帯に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るため、民生委員と連携して、相談対応・貸付・償還指導等を実施します。また、区民児協や地区民児協への制度概要の説明及び進路指導教諭向けに教育支援資金の説明を行います。

(福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金)

(県社協受託金) 3,539 千円【3,512 千円】

- (3) 生活困窮者支援として、食料支援をはじめ、生活福祉資金貸付事業、あんしんセンター事業などの区社協事業を通じて、適切な関係者に繋ぎ支援します。また、生活困窮者自立支援制度による事業と連携し、地域での新たな支援の仕組みを構築し、制度にとらわれない支援を通して世帯の自立を図ります。

(共同募金年末) 100 千円【0 円】

- (4) 火災等の罹災世帯へ見舞金を交付します。

(共同募金一般・たすけあい) 200 千円【200 千円】

- (5) 交通遺児給付金を県社協事業とあわせて、小学校入学、中学校入学、中学校卒業、高等学校卒業時に該当世帯へ交付します。

(県社協補助金)(善意銀行)250 千円【200 千円】

- (6) 低所得者法外援護費事業を関係機関と連携し取り組みます。

<推進の柱3：地域の取組で元気カアップ>

幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

1 意欲や経験を発揮できる場と出番づくり

- (1) ボランティアセンターの運営を通じ、地域福祉の重要な担い手としてのボランティア活動を推進するため、ボランティアコーディネート業務を行います。
- (2) ボランティア登録者やこれから活動を希望している人が、実際に活動につながることを目指し広報啓発を進めます。
 - ① ボランティア情報紙あさボラ通信を発行します。
 - ② あさひいき宣言（旭区社協だより）で、ボランティア情報を提供します。
 - ③ 区社協ホームページを活用して、各関係機関とボランティア情報を共有し活動につなげます。
- (3) 受入施設や新規登録ボランティア等、様々な対象に向けた研修・講座を開催し、ボランティア育成とともに、ボランティア活動の底上げを目指します。
- (4) 小学校・中学校・高等学校における福祉教育を推進します。
 - ① 学校への福祉教育の実践を障害当事者をはじめ、地域ケアプラザや地区社協等と連携し、地域と繋がる福祉教育を実践していきます。
 - ② 旭区内小・中学校教員を対象とし、福祉教育連絡会を実施します。
 - ③ 福祉教育に関連する機材を貸し出します。
- (5) ジュニアボランティア活動を各地区民児協と連携し、活動を支援します。また、活動体験者を地域活動につなげる方法を検討します。**（共同募金一般）475千円【500千円】**
- (6) 区内障害施設や当事者団体など関係機関と協働して、様々な事業に取り組みます。
 - ① 旭区地域自立支援協議会の各会議や各連絡会へ参加します。また、日中連絡会を主体とした「あっぱれフェスタ」を共催します。
 - ② 生協白根店にて、障害作業所と地域と連携し、障害当事者の社会参加としての就労を支援します。
 - ③ 学校での福祉教育プログラムを当事者団体と企画、立案し実施します。
- (7) 企業の社会貢献活動が、地域とつながりのある取組となるよう、区内企業の社会貢献活動等の把握を行い、企業とのつながりを強めます。
- (8) 寄付文化の醸成を目指して、善意銀行の受け入れ（金銭・物品）を行い、区内の配分先を調整します。また、寄せられた金品は、助成金等に活用します。
- (9) 新あさひみらい塾の開催 **（区負担金）900千円【900千円】**
身近な地域の困りごとや生活課題を主体的にとらえ、解決していく様々な気づきを拡げるため、地域活動に関する認識を深める講義やグループワーク、そして近隣地区の先駆的な活動の視察などの取組を進めます。（平成31年9月～翌年1月まで開催予定）

法人運営

- (1) 区社協の基盤強化のため、会員拡充に取り組みます。
(会費収入)(共同募金一般)281千円【389千円】
- ① 「地域共生社会」の実現に向けて、各種会員の役割やできることを考えるために、全会員向け研修会を開催します。
 - ② 会員のニーズに応じた、テーマに合わせた研修を企画し実施します。
- (2) 自主財源の確保と福祉啓発のため、地区連合自治会町内会の理解と協力のもと、各地区社協と共同で賛助会費を募集します。
- (3) 安定した財源確保のため、福祉基金を適切に運用します。
- (4) 職員の人材育成を進めるため、内部研修の実施や外部研修への参加を推進します。
- (5) 災害時の対応ができるようにするために、BCP（業務引継計画書）を全職員が理解するとともに、旭区福祉保健活動拠点に災害ボランティアセンターを設置できるよう準備を進めます。
- (6) 理事会、評議員会等を開催し、社会福祉法に基づき、適正な法人運営を進めます。
- (7) 区社協表彰要綱に基づき、理事会にて審査を行い、旭区社会福祉大会（きらっとあさひ福祉大会）において地域福祉功労者等を顕彰します。
- (8) 区社協の事業運営や多様な会員が活動できる取組について検討を進めます。また、ボランティアセンター運営委員会および旭区社会福祉協議会助成金審査委員会の各種委員会を開催します。
- (9) 区内の地域福祉関連団体との連携を強化します。
次の6団体の事務局運営を円滑に推進します。また、各団体の事業については、区社協事業との連携を図ります。
- ① 神奈川県共同募金会旭区支会
 - ② 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部旭区地区委員会
 - ③ 旭保護司会
 - ④ 旭区更生保護女性会
 - ⑤ 旭区更生保護協会
 - ⑥ 旭区遺族会